

ぐんま難病ピアサポート事業事務取扱要項

令和6年3月1日制定

(趣旨)

第1条 ぐんま難病ピアサポート事業事務取扱要項(以下「事務取扱要項」という。)は、ぐんま難病ピアサポーター事業実施項(以下「実施要項」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項で使用する用語は、実施要項で使用する用語の例による。

(活動内容)

第3条 ピアサポーターの活動内容は、実施要項第5条で規定するほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 個別相談、難病サロン、その他行事などで、難病患者等が話される不安や悩みに対して傾聴を主とした支援を行う。
- (2) ピアサポーターは、「難病ピアサポーターの心得」(資料1)を守る。
- (3) 活動終了後、14日以内に活動内容を「ピアサポート活動記録」(様式1)に記入し、難病相談支援センターに報告する。
- (4) 医療・保健・福祉分野等の専門的な相談が必要であると判断した場合は、主治医や病院、地域等の相談窓口を紹介する。

(ぐんま難病ピアサポーターズ連絡会)

第4条 ピアサポーターは、ぐんま難病ピアサポーターズ連絡会(資料2)に入会し、第3条に加え、下記の活動を行う。

- (1) 難病ピアサポーターフォローアップ研修会の企画・運営を群馬県難病相談支援センターと協働で行う。
- (2) 活動内容の検討やピアサポート活動の報告、連絡等を目的とし、定期的にミーティングを開催する。
- (3) 難病ピアサポートに関する啓発活動の一環として、年1回、「ぐんま難病ピアサポーターズ便り」を発行し、配布する。
- (4) 難病相談支援センターは、ぐんま難病ピアサポーターズ連絡会の活動を支援する。

(活動支援)

第5条 難病相談支援センターのピアサポーターへの活動支援は、次のとおりとする。

- (1) 年に一度、ピアサポーター活動の希望についてアンケート調査を行いピアサポーターリストを作成する。
- (2) 年に一度、医療・看護系の教育機関へ「難病の語り部(体験発表)紹介」の案内を送付し、難病のピアサポーターを紹介する。
- (3) 年に一度、ぐんま難病ピアサポーターズ連絡会とフォローアップ研修会を共催する。

(活動報告)

第6条 難病相談支援センターは、ピアサポーターから提出されたピアサポート活動記録(様式1)をピアサポート活動実績(様式2)にとりまとめ、保存する。

(苦情の対応)

第7条 難病相談支援センターは、ピアサポート活動に関することで苦情を受けた場合、その内容を苦情等報告書(様式3)に記入し、すみやかに患者支援センター長に報告する。

附則 この要領は、令和6年4月1日より施行する。